## 役員および評議員の報酬並びに費用に関する規程

一般財団法人 アジア太平洋研究所

## (目的および意義)

第1条 この規程は、一般財団法人アジア太平洋研究所(以下「この法人」という。) 定款第17条および第33条の規定に基づき、役員および評議員の報酬等並び に費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、妥当性と透明性の確保を 図ることとする。

### (定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 役員とは、理事および監事をいう。
  - (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる 勤務場所とする者をいう。
  - (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
  - (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
  - (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける 財産上の利益および退職手当であって、その名称のいかんを問わない。 費用とは明確に区分されるものとする。
  - (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。) および手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬等の支給)

- 第3条 この法人は、常勤役員および非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
  - 2 常勤役員の報酬は年額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都 度、「別表第1 非常勤役員の報酬」の通り、定額を支払うことができる。
  - 3 役員等に対して、この法人より特別の任務として、研究会への参画並びに講師、原稿執筆等を委嘱した場合に限り、別に定める「謝金支給内規」に基づき謝金を支給することができる。
  - 4 役員等には、役員賞与を支給しない。

- 5 評議員は、定款第17条に定める通り無報酬とする。
- 6 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職金を支 給することができる。

## (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬は、「別表第2 常勤役員俸給表」のとおりとし、 各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、代表理事が理事会の承認を得て、 決めるものとする。

## (報酬の支給)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、 毎月一定の定まった日に支払うことができるものとする。報酬の支給日、支 給方法は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。) を準用する。

### (退職金)

- 第6条 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡に より退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、そ の法定相続人に支払うものとする。
  - 2 常勤役員に対する退職金の額は、退任時の月額報酬の70%に、「別表第3 常 勤役員退職金の算出要領」に定める割合を乗じて得た金額に在任年数を乗じ た額とする。
  - 3 前項の在任年数は、役員に就任した日から役員を退任した日までの年数とし、 1年未満の端数月数があるときは、12分の1にその月数を乗じた数値(小数 点以下第3位を4捨5入)を加える。1ヵ月未満の端日数は切り捨てる。
  - 4 退職金の計算の結果、1,000 円未満の端数を生じたときは、切り捨てるものとする。
  - 5 常勤役員が任期満了後、再任された場合、前項の規定にかかわらず、退職金 を支給せず、最終の退任時に退職金を支給する。
  - 6 常勤役員が在任期間中役位に異動があれば、各役位毎に支給額を計算し、最 終的に役員を退任するときに一括支給する。
  - 7 退職金は、退任後1ヵ月以内に支払う。

#### (功労金)

- 第7条 非常勤理事の中で、長年に亘りこの法人に特段の功績があったと認められる 者に対しては、代表理事が理事会の承認を得て、功労金を支給することがで きるものとする。
  - 2 前項に規定する功労金は、「別表第4」のとおりとする。

#### (費用の弁償)

- 第8条 この法人は、役員および評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
  - 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

#### (改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

#### (補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に 定めるものとする。

#### 附 則

- 1. 本規程は、平成23年12月2日より施行する。
- 2. 本規程第7条は、平成22年4月19日以降に就任した理事にも適用する。

## 別表第1 非常勤役員の報酬

理事会出席の都度、謝金として一人一律 30,000 円 所長、監事にあっては、別表第2を適用する。

## 別表第2 常勤役員俸給表(報酬年額)

◎毎年度の役員の総額 5,000 万円までの範囲内

・代表理事 2,000 万円までの範囲内

・専務理事・常務理事 1,500 万円までの範囲内

・理事 1,000 万円までの範囲内

・監事 50 万円までの範囲内

#### 別表第3 常勤役員退職金の算出要領

(算出数式) (退任時報酬月額×70%)×支給率×在職年数

(支給率) · 代表理事 4.0

· 専務理事 4.0

・常務理事 3.0

•理 事 3.0

# 別表第4 長年に亘りこの法人に特段の功績があったと認められる 非常勤理事への功労金

・非常勤理事 500 万円までの範囲内